

## I. 多国籍軍型軍事活動 教科書第11章I2

- 例外としての[朝鮮国連軍](#)【教科書 622-623 頁】
  - [安保理決議 83 \(1950\)](#) 決定は安保理、実施は特定の諸国
  - これは集団安全保障措置か？
  - 参考 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 ([1](#)・[2](#)・[3](#))
  
- 1990年湾岸戦争【教科書 624 頁】
  - [安保理決議 678 \(1990\)](#)
    - ◇ “Acting under Chapter VI”【前文最終段】
    - ◇ “to use all necessary means”【パラ 2】
      - ◆ “less menacing-sounding phrase for ‘use of force’”<sup>1</sup>
    - ◇ 安保理に報告【パラ 4】
  - [安保理決議 687 \(1991\)](#)
    - ◇ 停戦【パラ 33】
    - ◇ 停戦の条件【パラ 2-32】
      - ◆ A 国境不可侵
      - ◆ B 非武装地帯設置
      - ◆ C 大量破壊兵器廃棄
      - ◆ E 損害賠償のための基金設置
      - ……など
  
- 濫用の危険への対応【教科書 625 頁注 49】
  - 安保理決議 678 (1990) (上記) 1項の目的 どこまで明確か？
    - ◇ [決議 660 \(1990\)](#)
  - [安保理決議 940\(1994\)](#) ハイチ 4項の目的
  - [安保理決議 1101\(1997\)](#) アルバニア 6項 3か月に限定

## II. 平和維持活動の変質

参考：[国連平和維持活動ウェブサイト](#)

### 1. 「平和執行」の出現と挫折 第11章I1(2)(b)(ii)

- ソマリア [UNOSOM II](#) [ソマリアの状況](#)【教科書 616 頁】

---

<sup>1</sup> Helmut Frendenschuß, “[Between Unilateralism and Collective Security: Authorizations of the Use of Force by the UN Security Council](#)”, *European Journal of International Law*, Vol. 5, 1994, p. 492, p. 497.

- [安保理決議 814 \(1993\)](#)
  - ◇ 「平和に対する脅威」の認定【前文最終段】
  - ◇ 憲章第7章への言及【パラ5の前】
  - ◇ UNOSOM II の設立 事務総長報告のパラ 56-88 の任務【パラ 5-6】
- [事務総長報告 \(S/25354\)](#)
  - ◇ UNOSOM II の任務
    - ◆ 停戦監視【パラ 57(a)】
    - ◆ 敵対行為を行う者への「適当な行動」【パラ 57(b)】
    - ◆ 武装解除を拒むなら武器没収【パラ 63】
- しかし、現地諸勢力の激しい抵抗に遭い、撤退決定 ([安保理決議 954 \(1994\)](#))
- 国連 (加盟国) はどこまで人的・物的資源を投入できるか？

## 2. 領域統治 第11章 I 1 (2) (b) (i)

- Kosovo【教科書 616 頁】
  - 1999年6月3日 セルビア、[Peace Plan](#) に同意
  - 1999年6月10日 [安保理決議 1244](#) [UNMIC](#) 設置
    - ◇ パラ9 任務の内容
    - ◇ パラ10 国際的統治の実施 事務総長に授權
    - ◇ パラ 11(b) 領域統治権限 “[p]erforming basic civilian administrative functions where and as long as required”
  - 1999年7月12日 [事務総長報告](#)
    - ◇ パラ35 領域統治権限の具体的内容 “All legislative and executive powers, including the administration of the judiciary”
  - 1999年7月25日 [UNMIC 規則 1999/1](#) (事務総長特別代表が制定)
    - ◇ 1.1条 “All legislative and...”
    - ◇ 2条 “[...] shall observe internationally recognized standards”
    - ◇ 3条 “The laws applicable in the territory of Kosovo prior to 24 March 1999 shall continue to apply in Kosovo insofar as they do not conflict with...”
  - 1999年12月12日 [UNMIC 規則 1999/24](#)
    - ◇ 1条 Applicable law
      - ◆ 1.1条 規則 1999/1 の 1.1条・3条を部分的に修正
      - ◆ 1.3条 規則 1999/1 の 2条を詳細化  
“internationally recognized human rights standards, as reflected in particular in [...]” この“standards”の法的地位は？

- 2004 年 8 月 23 日 UNMIK と [ヨーロッパ審議会](#)<sup>2</sup>との間で[少数者保護枠組み条約](#)および[ヨーロッパ拷問防止条約](#)<sup>3</sup>に関する協定が結ばれる（[プレスリリース](#)）。条文は以下の[ヨーロッパ審議会閣僚委員会資料](#)中の Draft Agreement（2点）。
  - 2005 年 6 月 2 日 同協定に基づく [UNMIC 報告書](#)  
“[t]his does not imply that these treaties and conventions are in any way binding on UNMIK” (p. 27)
  - 2006 年 2 月 7 日 自由権規約[国家報告書 Kosovo \(Serbia and Montenegro\)](#)を UNMIK が提出。
  - 2006 年 8 月 14 日 自由権規約委員会 国家報告書に対する[最終所見](#)発表
    - ◇ パラ 2 “UNMIK, on the basis of its obligations under Security Council resolution 1244 (1999) to protect and promote human rights in Kosovo, prepared its report”
    - ◇ パラ 4 “[O]nce the people are accorded the protection of the rights under the Covenant, such protection devolves with territory and continues to belong to them, notwithstanding changes in the administration of that territory. [...] It follows that UNMIK [...] [is] bound to respect and to ensure to all individuals within the territory of Kosovo and subject to their jurisdiction the rights recognized in the Covenant.”
- East Timor/Timor Leste 【教科書 616 頁】
- 1999 年 5 月 5 日 [ポルトガル・インドネシア合意](#) 独立を問う住民投票
  - 1999 年 6 月 11 日 [安保理決議 1246](#) 選挙監視団 UNAMET 設置
  - 1999 年 8 月 8 日 [住民投票](#) 独立多数 その後治安悪化
  - 1999 年 9 月 15 日 [安保理決議 1264](#)
    - ◇ オーストラリア軍を中心とする多国籍軍 INTERFET に武力行使権限授權（ただしインドネシアの要請に基づくとの建前） 治安維持・人道活動支援【パラ 3】
    - ◇ 平和維持活動と交代するとの前提【パラ 10】
    - ◇ 事務総長に暫定統治機構立案を要請【パラ 11】
  - 1999 年 10 月 4 日 [事務総長報告](#) UNTAET 設置提案
  - 1999 年 10 月 25 日 [安保理決議 1272](#) [UNTAET](#) 設置
    - ◇ 任務の詳細【パラ 2】
    - ◇ INTERFET からの引き継ぎ【パラ 9】
  - 2000 年 2 月 23 日 INTERFET から UNTAET への引き継ぎ完了 [S/2000/236](#)

<sup>2</sup> [ヨーロッパ評議会](#)と訳されることもある。EU とは異なる国際機構であることに注意。

<sup>3</sup> 国連の枠組みで作成された[拷問禁止条約](#)（日本も当事国）とは異なることに注意。

- 2001年8月30日 [制憲議会選挙](#)
- 2002年4月14日 [大統領選挙](#)
- 2002年5月20日 [東ティモール独立](#) UNTAET 任務終了

### 3. 強化されたPKO 第11章 I 1 (2) (b) (iii), (3)

- マリ [MINUSMA](#) [外務省解説](#)【教科書 618 頁】
  - [安保理決議 2100 \(2013\)](#)
    - ◇ 「平和に対する脅威」の認定【前文終わりから2段目】
    - ◇ 憲章第7章への言及【前文最終段】
    - ◇ MINUSMA の設置【パラ 7】
      - ◆ 軍隊と警察部隊【パラ 12】
    - ◇ MINUSMA の任務【パラ 16】
      - ◆ うち、「あらゆる必要な手段」を用いて行う任務【パラ 17】
        - 現地暫定政府の支援
          - ◇ 武装集団の抑止【パラ 16(a)(i)】
          - ◇ 暫定政府の統治【パラ 16(a)(ii)】
          - ◇ 文民の保護【パラ 16(c)(i)】
          - ◇ 人道支援団体の保護【パラ 16(e)】
          - ◇ 文化財保護【パラ 16(f)】
          - ◇ 戦争犯罪・人道に対する罪の被疑者を刑事手続に付すこと【パラ 16(g)】
        - 国連職員・施設の保護【パラ 16(c)(iii)】
          - ◆ これ以外の活動・状況において武力行使は認められるか？
  - なぜ憲章第7章への言及があるのか？
    - ◇ MINUSMA 派遣にマリ暫定政権の同意があることが前提【パラ 33】
  - 多国籍軍→PKO という流れ マリの場合
    - ◇ 経緯 上記外務省解説
    - ◇ 2012年12月20日 [安保理決議 2085](#)
      - ◆ AFISMA 派遣 その任務【パラ 9】
    - ◇ 2013年1月11日 Opération Serval フランス軍介入
      - ◆ フランスによる説明 [S/2013/17](#)
    - ◇ 2013年4月25日 安保理決議 2100 (上記)
      - ◆ AFISMA から MINUSMA への引き継ぎ【パラ 7】
      - ◆ フランス軍派遣を許可【パラ 18】